

変 更 案	現 行
<p>第1章 実施体制の確立</p> <p>第3節 武力攻撃事態等における活動体制の確立</p> <p>1 体制の整備</p> <p>(1) 厚生労働省国民保護対策本部の設置</p> <p>○ 厚生労働大臣は、<u>武力攻撃事態等において</u>、政府に<u>事態対策本部</u>（以下「対策本部」という。）が設置された場合には、直ちに、本省に厚生労働大臣を長とする厚生労働省国民保護対策本部（以下「省対策本部」という。）を設置する。省対策本部は次の業務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(略) ・(略) ・(略) ・(略) ・(略) ・(略) ・(略) <p>○ (略)</p> <p>○ (略)</p> <p>○ (略)</p> <p>○ (略)</p> <p>○ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>第1章 実施体制の確立</p> <p>第3節 武力攻撃事態等における活動体制の確立</p> <p>1 体制の整備</p> <p>(1) 厚生労働省国民保護対策本部の設置</p> <p>○ 厚生労働大臣は、政府に<u>武力攻撃事態等対策本部</u>（以下「対策本部」という。）が設置された場合には、直ちに、本省に厚生労働大臣を長とする厚生労働省国民保護対策本部（以下「省対策本部」という。）を設置する。省対策本部は次の業務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(略) ・(略) ・(略) ・(略) ・(略) ・(略) ・(略) <p>○ (略)</p> <p>○ (略)</p> <p>○ (略)</p> <p>○ (略)</p> <p>○ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>
<p>第4章 避難住民等の救援に関する措置に関する事項</p> <p>第3節 医療の提供等</p> <p>1 医療の提供及び助産</p>	<p>第4章 避難住民等の救援に関する措置に関する事項</p> <p>第3節 医療の提供等</p> <p>1 医療の提供及び助産</p>

(1) ~ (3) (略)

(4) 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項

①核攻撃等又は武力攻撃原子力災害の場合の医療活動

○ 厚生労働省医政局は、内閣総理大臣の指揮の下で、必要に応じて、被ばく医療に係る医療チームの構成員として、国立高度専門医療研究センターの医療関係者を派遣するよう求めるものとする。

○ 被ばく医療に係る医療チームは、都道府県対策本部のもとで、被ばく患者（被ばくしたおそれのある者を含む。）に対する診療について、トリアージの実施、汚染や被ばくの程度に応じた適切な医療の実施など、現地医療機関の関係者を指導するとともに、自らもこれに協力して医療活動を行うものとする。

○ (略)

②~③ (略)

別添

生物剤及び毒素のリスト

1 人に病原性を有する生物剤及び毒素

(1) ウイルス

アルファウイルス属（チクングニヤウイルス、西部ウマ脳炎ウイルス、東部ウマ脳炎ウイルス、ベネズエラウマ脳炎ウイルス）、アレナウイルス属（ガナリトウイルス、サビアウイルス、チャパレウイルス、フニンウイルス、マチュポウイルス、ラッサウイルス）、インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス（血清亜型がH2N2、H5N1、H7N7若しくはH7N9であるもの（新型インフルエンザ等感染症の病原体を除く。）又は新型インフルエンザ等感染症の病原体に限る。）、エボラウイルス属（アイボリーコーストエボラウイルス、ザイールウイルス、スーダンエボラウイルス、ブンディブギョエボラウイルス、レストンエボラウイルス、

(1) ~ (3) (略)

(4) 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項

①核攻撃等又は武力攻撃原子力災害の場合の医療活動

○ 厚生労働省医政局は、内閣総理大臣の指揮の下で、必要に応じて、緊急被ばく医療派遣チームの構成員として、国立高度専門医療研究センターの医療関係者を派遣するよう求めるものとする。

○ 緊急被ばく医療派遣チームは、都道府県対策本部のもとで、被ばく患者（被ばくしたおそれのある者を含む。）に対する診療について、トリアージの実施、汚染や被ばくの程度に応じた適切な医療の実施など、現地医療機関の関係者を指導するとともに、自らもこれに協力して医療活動を行うものとする。

○ (略)

②~③ (略)

別添

生物剤及び毒素のリスト

1 人に病原性を有する生物剤及び毒素

(1) ウイルス

アルファウイルス属（チクングニヤウイルス、西部ウマ脳炎ウイルス、東部ウマ脳炎ウイルス、ベネズエラウマ脳炎ウイルス）、アレナウイルス属（ガナリトウイルス、サビアウイルス、チャパレウイルス、フニンウイルス、マチュポウイルス、ラッサウイルス）、リンパ球性脈絡髄膜炎ウイルス、インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス（血清亜型がH2N2、H5N1、H7N7若しくはH7N9であるもの（新型インフルエンザ等感染症の病原体を除く。）又は新型インフルエンザ等感染症の病原体に限る。）、エボラウイルス属（アイボリーコーストエボラウイルス、ザイールウイルス、スーダンエボラウイルス、ブンディブギョエボラウイルス、レストンエボラウイルス、

ス)、エンテロウイルス属ポリオウイルス、オルソポックスウイルス属(サル痘ウイルス、痘そうウイルス)、シンプレックスウイルス属Bウイルス、ナイロウイルス属クリミア・コンゴ出血熱ウイルス、ハンタウイルス属(アンデスウイルス、シンノンブレウイルス、ソウルウイルス、ドブラバーベルグレドウイルス、ニューヨークウイルス、バヨウウイルス、ハンタンウイルス、プーマラウイルス、ブラッククリークカナルウイルス、ラグナネグラウイルス)、フラビウイルス属(ウエストナイルウイルス、デングウイルス、黄熱ウイルス、オムスク出血熱ウイルス、キャサヌル森林病ウイルス、日本脳炎ウイルス、ダニ媒介脳炎ウイルス)、フレボウイルス属(SFTSウイルス、リフトバレー熱ウイルス)、ベータコロナウイルス属(MERSコロナウイルス、SARSコロナウイルス)、ヘニパウイルス属(ニパウイルス、ヘンドラウイルス)、A型肝炎ウイルス、E型肝炎ウイルス、マールブルグウイルス属レイクビクトリアマールブルグウイルス、リッサウイルス属狂犬病ウイルス、リッサウイルス属のウイルス(狂犬病ウイルスを除く。)、リンパ球性脈絡髄膜炎ウイルス

※ 新型インフルエンザ等感染症とは、感染症法第6条第7項の新型インフルエンザ等感染症をいう。

(2)～(5) (略)

2 (略)

ラウイルス)、エンテロウイルス属ポリオウイルス、オルソポックスウイルス属(サル痘ウイルス、痘そうウイルス)、コロナウイルス属SARSコロナウイルス、シンプレックスウイルス属Bウイルス、ナイロウイルス属クリミア・コンゴ出血熱ウイルス、ハンタウイルス属(アンデスウイルス、シンノンブレウイルス、ソウルウイルス、ドブラバーベルグレドウイルス、ニューヨークウイルス、バヨウウイルス、ハンタンウイルス、プーマラウイルス、ブラッククリークカナルウイルス、ラグナネグラウイルス)、フラビウイルス属(ウエストナイルウイルス、デングウイルス、黄熱ウイルス、オムスク出血熱ウイルス、キャサヌル森林病ウイルス、日本脳炎ウイルス、ダニ媒介脳炎ウイルス)、フレボウイルス属(SFTSウイルス、リフトバレー熱ウイルス)、ベータコロナウイルス属MERSコロナウイルス、ヘニパウイルス属(ニパウイルス、ヘンドラウイルス)、A型肝炎ウイルス、E型肝炎ウイルス、マールブルグウイルス属レイクビクトリアマールブルグウイルス、リッサウイルス属狂犬病ウイルス、リッサウイルス属のウイルス(狂犬病ウイルスを除く。)

※ 新型インフルエンザ等感染症とは、感染症法第6条第7項の新型インフルエンザ等感染症をいう。

(2)～(5) (略)

2 (略)

